

デジボウ利用規約

CENTRIC 株式会社(以下「当社」といいます)が提供する弁護士向け帳票のデジタル化サービス「デジボウ」(以下「本サービス」といいます)に関し、これに適用される利用規約(以下「本規約」といいます)を、以下のとおり定めます。本サービスをご利用になる方は、本規約に同意・承諾する前に、必ず本規約をご確認ください。

第一章 総則

第1条 規約の適用

本規約は、本サービスをご利用になる方(以下「利用者」といいます)が本サービスを利用される際の条件を定めたものであり、利用者は、本規約に従い、当社に対し利用申込書を提出し、当社がこれを受諾することで本サービスをご利用いただけます(本規約に基づく契約を「本サービス契約」といいます。)。利用者は本サービスを利用することにより、本規約の全ての内容についてご承諾いただいたものとみなされます。

第2条 利用者の事前同意

1. 利用者は、本規約に加え、料金表、個別契約、ガイドライン等の当社の定めに従い、本サービスを利用するものとします。
2. 利用者の寄託物が本規約に違反していた場合など、本サービスの利用条件に適さないと判断した場合、事前に利用者へ通知した上、当社の判断により寄託物を開封せずにそのまま廃棄できるものとします。但し、その場合であっても、当社判断により利用者の同意を得ずに、寄託物を開封するなどの必要な措置をとることができるものとし、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。
3. 前項に基づき、当社が必要な措置(返還を含む)を行った場合、当社が別途定める手数料(作業手数料、利用条件に従った場合の本サービスの利用料金を含む)を利用者に請求することができ、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。
4. 当社は、寄託物の性質に応じ、第6条にて補償または賠償の対象外とする品物を定めるものとし、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。
5. 利用者は、第6条で定める寄託不可な品物を送付した場合、その品物の紛失・損壊・破損等については利用者の責任であることを認識し、当社はこれにより利用者へ生じた損害等一切の責任を負わないものとします。
6. 利用者は、当社が寄託物に対して行った電子化後の文字認識率の正確性、信頼性を保証するものではないことをあらかじめ同意するものとします。

第3条 利用者の責任

1. 利用者は、当社が本サービスにおいて提供する情報の信頼性、正確性、解釈等については、利用者自身の責任で判断するものとし、これにより生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。
2. 利用者は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアおよび公衆回線等(以下「通信設備等」といいます)を自己の責任と費用において準備するものとし、通信設備等の状態や環境設定において生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。

3. 利用者は、利用時に申請した氏名や住所、事務所名、法人名、寄託物の情報その他当社が本サービスを提供するうえで必要な情報に変更が生じた場合、速やかに、当社所定の方法により、申請内容の変更の手続を行うものとします。利用者が、当該変更手続を行わなかったことにより生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。

第4条 寄託価額

1. 利用者は、寄託物の寄託価額（以下「寄託価額」といいます）について、当社が指定する規格・寸法の段ボール1箱（2,000枚以下の紙面・帳票）につき、42,000円とすることを予め同意するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、寄託の申込時または寄託時において、利用者と協議の上、相当と認められる価額を寄託価額と変更することができます。
3. 当社が、お預かりした寄託物を利用者に返還する場合、別途手数料及び送料が発生するものとし、手数料及び送料については、当社が定める料金表に従うものとします。

第5条 利用料金の支払い

利用者は、当社から請求書を受領した場合、当社の定める支払方法および支払時期に従って利用料金の支払いを行うものとします。振込手数料は利用者の負担とします。

第6条 寄託不可な品物

1. 本サービスの対象となる寄託物は紙類のみとし、かつ、以下の品物は本サービスにおいての預かり不可物（以下「寄託不可物」といいます）となり、利用者は、当社にこれらを送ることはできません。
 - ① 1箱2,000枚を超える紙面・帳票があると当社が判断したもの
 - ② 現金、有価証券、通帳、切手、印紙、印鑑、クレジットカード、キャッシュカード類、パスポート、その他原本類
 - ③ 廃棄物
 - ④ 強い磁気を発するもの
 - ⑤ バッテリー、もしくはバッテリーが付属されているもの等発火の恐れがあるもの
 - ⑥ 異臭、悪臭を発する、または発する恐れのあるもの
 - ⑦ 法令の規定または公序良俗に反するものであるとき
 - ⑧ 輸送時に他の品物に損害を与える恐れのあるもの
 - ⑨ 衛生上、他の寄託物に損害を与える恐れのあるもの（経年による腐敗、劣化を含む）
 - ⑩ 紙類以外の物その他、本サービスにおける保管に適さないもの
2. 前項の規定にかかわらず、当社は利用者から寄託不可物を送付された場合、当社は、寄託不可物を廃棄することができるものとします。

第7条 寄託引受けの拒絶

1. 利用者は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合に、寄託の引受けを拒絶される場合があること、および寄託物を返送される場合がある事をあらかじめ承諾するものとします。
 - ① 本サービスの申込が、本規約によらないものであるとき
 - ② 寄託物が第6条で定める寄託不可な品物に該当するとき
 - ③ その他寄託物の保管に関し、特別な施設や負担を要するとき
2. 前項の場合、その返送および返送までの保管等にかかる費用は、利用者の負担とします

第8条 寄託物の内容の検査

1. 当社は、引き受けた寄託物の品名、数量または保管若しくは荷役上の注意事項について疑いがある場合は、利用者の同意を得て、寄託物の内容について検査することができるものとします。ただし、寄託物の外観に異常が認められる場合や、異臭等寄託物の内容が、当社の定める条件に違反している疑いがあると推測される等正当な理由があり、緊急性があると当社が判断した場合は、利用者の同意を得ず、寄託物の内容について検査することができるものとします。
2. 当社は前項の規定により検査を行った場合は、利用者に対し速やかにその旨および検査の結果を通知します。

第9条 集荷

1. 利用者は、当社が別途定める方法により、寄託物の集荷を申し込むことができます。利用者から、集荷の依頼があった場合、当社は提携配送業者に利用者の氏名、住所等、集荷に必要な情報を提供し、集荷の手配を行うものとします。
2. 集荷および配送は提携配送業者が行うものであり、当社は集荷および配送に関連して利用者が被った損害について、提携配送業者の責任とし、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 提携配送業者は、寄託物が指定された個数、サイズ等に適さないと判断した場合や、提携配送業者が定める引き取り不可の品物、航空法により制限されるものであると判断した場合は、提携配送業者は寄託物の引取りを拒絶できるものとします。
4. 当社は、寄託物を保管するに当たり、寄託価額が不相当であると認めた場合は、利用者と協議の上、寄託価額を相当と認められる料金に変更することができるものとします。

第10条 配送中の事故

配送中に破損、紛失等の事故が発生した場合、事故の通知は、当社もしくは提携配送業者のいずれかで行うものとします。補償対応については、提携配送業者が行うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第11条 スキャニング手続

1. 電子化後の文字認識率は100%を担保するものではありません。
2. 当社が電子化するファイル名については、段ボール1箱単位で指定するものとします。ご指定がない場合は発送日付と貴所名をファイル名とします。
3. 個別でファイル名を付与する場合は、追加費用が発生するものとし、第5条の金額とは別で見積りすることとします。
4. 利用者がスキャニングデータを受領後、30日以内に瑕疵を指摘された場合のうち、当社規定に基づき瑕疵があると判断した場合に限り、再度スキャニングすることといたします。

第12条 機密情報及び個人情報の取り扱い

1. 当社及び利用者は、相手方が秘密と定めて開示した事項ならびに本規約等に関して知り得た相手方の営業上及び技術上の秘密（寄託物の情報を含み、以下「機密情報」という）を、相手方の書面による事前の承諾なしに本契約有効期間中は勿論その終了後といえども3年間は第三者に開示、漏洩してはならず、かつ、本業務遂行以外の目的のためにこれを使用してはならない。ただし、次の各号の一に該当する情報はこの限りではない。
 - (1)開示を受けた際、既に自らが所有していた情報。
 - (2)開示を受けた際、既に公知、公用であった情報。
 - (3)開示を受けた後、自らの責めによらずに公知、公用となった情報。

- (4)独自に開発したことを立証しうる情報。
 - (5)正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報。
2. 当社は、業務遂行の過程等で入手した「個人情報」の取り扱いは、個人情報の保護に関する法律、同法ガイドライン及び当社 プライバシーポリシーに沿って管理をいたします。

第 13 条 本サービスの一時停止、終了、変更

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、本サービスの全部または一部の提供を一時停止することができるものとします。
- ① 本サービス用設備における定期メンテナンス、緊急メンテナンス等を行う場合
 - ② 本サービス用設備の障害発生への対応を行う場合
 - ③ 感染症の蔓延、火災、台風、地震、噴火、洪水、津波等の災害に起因する事故、通信障害、停電等何らかの不可抗力が発生した場合、戦争、外国の武力行使、革命、暴動、労働争議、デモ、その他第三者の行為等により、本サービスの提供ができないと当社が判断した場合
 - ④ 前各号のほか、当社が本サービスの運営上または技術上、本サービスの一時中断が必要であると判断した場合
2. 当社は、当社が必要と判断した場合、本サービスの全部または一部を終了することができるものとします。この場合、終了する3か月前までに当社ウェブサイト(<https://centric.co.jp/>。以下「本サイト」といいます。)にて通知を行うものとします。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。
3. 当社は、当社の事業判断により、いつでも本規約を変更し、本サービスの全部または一部を変更することができるものとします。本サービスの全部または一部の変更する場合、当社は、その1か月以上前に、当社の本サイトにて本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を告知します。利用者は、当該効力発生時期以降の本サービスの利用につきまして、本規約の変更内容に承諾の上、利用しているものとみなされます。
4. 前項による本サービスの一時停止、終了、変更によって利用者に何らかの損害や不利益が生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。

第 14 条 本サービスの利用契約の解除

1. 利用者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当社は、何らの催告を要することなく直ちに本サービスの利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、当社の利用者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
- ① 本規約に違反する行為をしたとき
 - ② 過去に本規約または本サービスの利用契約に違反したことがある者
 - ③ 本サービスの利用料金の支払いを遅滞した場合
 - ④ 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形若しくは小切手が不渡りとなったとき
 - ⑤ 第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき
 - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、または自ら申立てを行ったとき
 - ⑦ 資産または信用状態に重大な変化が生じ、本規約および本サービス契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき
2. 前項に規定する場合、利用者が当社に対して負担する一切の債務についてその期限の利益を喪失するものとします。

第 15 条 利用者による解約

1. 利用者は、1 か月前までに当社所定の方法により、本サービス契約を解約することができるものとします。
2. 前項に基づき本サービス契約が解約された場合、本サービスの利用料金(保管料金を含むがこれに限られない)は、返金致しません。

第 16 条 免責事項

1. 当社は、本サービスの利用に関して、次の事由により生じた損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。
 - ① 寄託物の性質、欠陥若しくは、経年により生じた腐敗、劣化、紛失、滅失、毀損
 - ② 荷造りの不完全による破損
 - ③ 虫害
 - ④ 感染症の蔓延、火災、台風、地震、噴火、洪水、津波等の災害に起因する事故、通信障害、停電等何らかの不可抗力が発生した場合、戦争、外国の武力行使、革命、暴動、労働争議、デモ、その他不可抗力に基づく事故
 - ⑤ 徴発または防疫
 - ⑥ 提携配送業者による集荷および配送に関連した行為
 - ⑦ その他、回避することのできない事故、命令、処置または保全行為
 - ⑧ 第 6 条及び第 7 条による寄託不可な品物に生じた紛失、滅失または毀損
2. 当社は、本規約が別途定めない限り、本サービスの利用に関連して、利用者または第三者に生じた損害について、一切の賠償責任を負わないものとします(当社が寄託物に対して行った電子化後の文字認識率の正確性、信頼性に関連する損害含む)。
3. 当社が本サービスの停止もしくは変更をしたことに関連して、利用者または第三者に生じた損害について、一切の賠償責任を負わないものとします。
4. 当社は、本規約に基づく本サービスの一時中断、停止または本サービスの全部または一部の終了等が発生したことに関連して利用者または第三者に生じた損害について、一切の賠償責任を負わないものとします。

第 17 条 当社の賠償責任

1. 前条で定めるほか、当社は、故意または重大な過失がある場合を除き、本サービスの利用に関連して利用者が被った損害を賠償する責任を負いません。なお、当社が損害賠償責任を負う場合であっても、その損害は直接かつ通常の損害に限るものとする。
2. 当社に対して損害賠償を請求しようとする場合、利用者はその損害が当社の故意または重大な過失によって生じたものである事を証明しなければならないものとします。

第 18 条 損害賠償

1. 利用者は、本サービスの利用に関連して、第三者から苦情の申出、損害賠償の請求等を受けた場合、これら申出、請求等についてはすべて利用者の責任および費用負担をもって解決にあたることに同意するものとします。
2. 利用者が本規約に反し、または不正に本サービスを利用することにより当社が損害を被った場合、当社は、当該利用者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。
3. 第三者が当社に対し、利用者による本サービスの利用に関連して、苦情の申出・損害賠償の請求等をした場合、当社は、当該利用者に対して、当社が当該申出・請求等に対して要した一切の費用(弁護士費用を含む)を請求できるものとします。

第 19 条 賠償額の予定

当社が利用者に対し損害賠償責任を負うときは、当社の損害賠償責任の額は、損害賠償の原因となった当該寄託物について、段ボール 1 箱あたり 1 万円を上限とします。

第 20 条 時効

1. 寄託物(第 6 条の寄託不可の品物は除く)の紛失、一部滅失または毀損による損害についての当社の責任は、利用者が寄託物の返還を受けた日から 3 か月を経過したときは、時効により消滅します。ただし当社が紛失、一部滅失または毀損を知っていた場合は、この期間は 6 か月とします。
2. 寄託物の全部滅失による損害についての当社の責任は、当社が利用者に対して滅失があった旨の通知をした日から 6 か月を経過したときは、時効により消滅します。

第 21 条 本サービス契約の譲渡、承継

利用者は、当社の事前の書面による承諾なく、本サービス契約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡、承継させることはできません。

第 22 条 準拠法

本サービス、本規約等に関する準拠法は日本法とします。

第 23 条 合意管轄

本サービス、本規約等に関して、当社と利用者之间に生じた紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第二章 保管

第 24 条 保管

1. 当社は、利用者から本サービスの利用のために送付された寄託物を、本条に定める期間中、保管するものとします。
2. 寄託物の保管の開始日は、当社に到着が確認できた日とします。
3. 寄託物の保管期間は、本サービスの利用終了(本サービス自体の終了や利用者からの解約の申入れを含むがこれに限られない。以下同様とします。)の場合、寄託不可な品物が送付された場合(第 6 条)、寄託引受けの拒絶があった場合(第 7 条)、返還申込により期間の合意をした場合(第 12 条)、強制返還の対象となった場合(第 13 条)、または 3 か月を超える期間の保管合意があった場合を除き、原則として 3 か月間とします。
4. 本サービスの利用終了の場合には、保管期間は本サービスの利用終了の効力発生日までとします。
5. 利用者から 3 か月を超える保管の申入れにより別途保管期間の合意があった場合の保管期間は、当該合意の保管期間満了日までとします。なお、3 か月を超える保管については、別途料金が発生いたします。価格につきましては別途価格表に明示いたします。

6. 寄託不可な品物が送付された場合、寄託引受けの拒絶があった場合、または強制返還の対象となった場合、当社は寄託物の保管義務はなく、保管期間は存在せず、保管期間は終了したものと扱うものとします。
7. 寄託物の返還については、配送先の誤配事故を防ぐため、寄託を受けた箱単位とし、返還する配送業者の手配は返還希望する利用者自身で行うものとします。

第 25 条 寄託物の処分

寄託物は原則、前条に規定する保管期間の終了をもって廃棄処分いたします。ただし、利用者が当該保管期間以上の保管を申し込み、当社が合意した場合、当社は、別途保管料を請求することといたします。

第三章 寄託物の返還

第 26 条 返還申込

1. 利用者は、第 24 条に定める保管期間が終了するまでの間別途当社が定める方法により必要事項を記入の上、寄託物の返還(一部返還も含む)を申し出ることを可能とします。
2. 前項の規定にかかわらず、寄託物の一部返還については、当社が認めた場合に限りできるものとします。
3. 前 2 項の場合、別途お見積りすることとします。
4. 寄託物の返還は、全て利用者が手配した配送業者経由となり、利用者が当社に来社しての返還・引渡しをすることはできないものとします。
4. 利用者は、寄託物の返還手続後、遅滞なくその寄託物を引き取る義務を負うものとし、利用者が配送業者の手配を怠るなどして遅滞なく寄託物を引き取らない場合には、当社は利用者に対し、利用者の費用負担で寄託物を送付することができるものとします。
5. 前項の規定にかかわらず、利用者が寄託物を引き取ることなく第 24 条で定める保管期間が経過した場合、廃棄処分できるものとします。

第 27 条 返還の拒絶

1. 当社は、利用者から利用料金、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払を受けない間は、寄託物の返還の請求に応じないことができるものとします。この場合、返還の請求に応じないことによる損害については、当社は、その責任を一切負わないものとします。
2. 前項の場合において、留置期間中の利用料金、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、利用者の負担とします。
3. 本条の留置期間中といえども、当社が寄託物を廃棄処分することは妨げられないものとします。

第 28 条 強制返還

1. 当社は、利用者が本サービスの利用料金の支払いを 2 か月遅滞した場合、または、その他利用者が本規約に違反した場合、当社は利用者に対して、寄託物を強制的に返還(以下「強制返還」といいます)できるものとします。また、返還期日は当社が定めるものとします。
2. 強制返還となる場合、利用者は返還に要する費用、未払いの本サービスの利用料金およびその遅滞料、その他かかる費用を代金引換にて支払うものとします。
3. 当社は第 1 項の規定により、利用者が強制返還または強制返還に応じなかった事により利用者に生じる損害についての賠償責任を負いません。

第 29 条 一部滅失および毀損に関する通知期間

1. 当社が寄託物を返還する場合において、寄託物(第 6 条の寄託不可の品物は除く)の紛失、一部滅失または毀損による損害についての当社の責任は、利用者が寄託物の返還を受けた日から1週間以内に利用者から当社に対し当該寄託物に紛失、一部滅失または毀損があった旨の通知が発せられない限り消滅します。
2. 前項の規定は、当社が寄託物の返還に際して当該寄託物に紛失、一部滅失または毀損が生じていることを知っていた場合は、この限りでない。

以上